

令和8年3月13日

保護者の皆様

東京都立桜町高等学校長

古閑 伸幸

『登校許可証』変更について（お願い）

令和8年度から医療機関（医師）の証明が必要になります。

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育に、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月1日から、学校感染症の登校許可証の様式を変更いたします。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

生徒が学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により「本人の休養」と「他人への感染防止のため」出席停止扱いとなります。出席停止期間は、基本的に医師の登校許可が下りるまでです。登校許可証の作成は医療機関に依頼してください。

- ① 医師から学校感染症と診断されたら、学校（担任）にご連絡をお願いします。
- ② 医療機関から受領した『登校許可証』は、速やかに担任までご提出ください。
- ③ 登校許可証の様式は、本校 HP から印刷ができます。

この件に関するお問い合わせ：東京都立桜町高等学校(全日制) TEL03-3700-4330